

令和8年度

東海農政局管内国営事業外部技術者活用業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 土地改良技術事務所

項 目	項 目 及 び 内 容	備 考																		
第 1 章 総則 (適用範囲) 第 1 - 1 条	令和 8 年度東海農政局管内国営事業外部技術者活用業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、特別仕様書によるものとする。																			
(目的) 第 1 - 2 条	本業務は、東海農政局管内事業（務）所で発注する設計業務等の技術的課題に対し、外部技術者の視点や技術力等を活用しながら、即応的、機動的に課題の解決を図り、事業の適切かつ円滑な推進に貢献するとともに、農政局技術者の一層の技術力向上に資することを目的とする。																			
(一般事項) 第 1 - 3 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。																			
(管理技術者) 第 1 - 4 条	管理技術者は、共通仕様書第 1 - 6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業農村工学又は農業土木、建設－河川、砂防及び海岸・海洋、鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業農村工学又は農業土木</td></tr> <tr> <td>建設</td><td>河川、砂防及び海岸・海洋 鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコン サルティン グマネー ジャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> <tr> <td>河川、砂防及び海岸・海洋、鋼構造及びコンクリート</td><td></td></tr> <tr> <td>博士</td><td>上記技術士部門・選択科目に準ずるもの</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業農村工学又は農業土木、建設－河川、砂防及び海岸・海洋、鋼構造及びコンクリート	農業	農業農村工学又は農業土木	建設	河川、砂防及び海岸・海洋 鋼構造及びコンクリート	シビルコン サルティン グマネー ジャー	農業土木		河川、砂防及び海岸・海洋、鋼構造及びコンクリート		博士	上記技術士部門・選択科目に準ずるもの		
資 格	技術部門	選択科目																		
技術士	総合技術監理	農業－農業農村工学又は農業土木、建設－河川、砂防及び海岸・海洋、鋼構造及びコンクリート																		
	農業	農業農村工学又は農業土木																		
	建設	河川、砂防及び海岸・海洋 鋼構造及びコンクリート																		
シビルコン サルティン グマネー ジャー	農業土木																			
	河川、砂防及び海岸・海洋、鋼構造及びコンクリート																			
博士	上記技術士部門・選択科目に準ずるもの																			
(担当技術者) 第 1 - 5 条	担当技術者は共通仕様書第 1 - 8 条によるものとする。																			

項 目	項 目 及 び 内 容	備 考
(配置技術者の確認) 第 1 - 6 条	共通仕様書第 1 - 11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1 - 12 条に基づく技術者情報の登録にあつては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とする。	
(保険加入) 第 1 - 7 条	受注者は、共通仕様書第 1 - 37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。	
(外部技術者) 第 1 - 8 条	外部技術者は東海農政局管内（岐阜県・愛知県・三重県）より選定するものとする。	
第 2 章 作業条件 (業務対象地区、施設等) 第 2 - 1 条	本業務の対象地区、施設及び施設に係る技術的課題等は下記のとおりである。 (1) 対象地区 西濃用水第三期地区 地区担当:東海農政局 西濃用水第三期農業水利事業所 (2) 対象施設 揖西幹線水路 (3) 所在地 岐阜県安八郡神戸町地内 (4) 現況施設概要 鉄筋コンクリート水路 標準断面 B2,000×H1,300、延長 448m (5) 技術的課題 家屋が隣接する施工場所における施工計画、仮設計画の検討及び工区割による既設水路と新設水路の暫定取付方法	

項 目	項 目 及 び 内 容	備考									
(貸与資料) 第 2 - 2 条	貸与資料は次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>番号</th><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr> <tr> <td>1</td><td>令和 4 年度西濃用水第三期地区 揖西幹線水路新屋敷サイホン基本設計業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>2</td><td>令和 4 年度西濃用水第三期地区 揖西幹線水路神戸暗渠他実施設計業務</td><td>1 式</td></tr> </table>	番号	貸 与 資 料	数量	1	令和 4 年度西濃用水第三期地区 揖西幹線水路新屋敷サイホン基本設計業務	1 式	2	令和 4 年度西濃用水第三期地区 揖西幹線水路神戸暗渠他実施設計業務	1 式	
番号	貸 与 資 料	数量									
1	令和 4 年度西濃用水第三期地区 揖西幹線水路新屋敷サイホン基本設計業務	1 式									
2	令和 4 年度西濃用水第三期地区 揖西幹線水路神戸暗渠他実施設計業務	1 式									
(貸与資料等の取扱い) 第 2 - 3 条	第 2 - 2 条に示す貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。 (1) 記載事項の相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。										
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条	本業務における作業項目、作業内容及び数量は、別紙の作業項目内訳表に示すとおりである。										
(作業の留意点) 第 3 - 2 条	作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。 本業務における作業は次の事項に留意するものとする。 (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 第 2 - 2 条及び共通仕様書に示す貸与資料や、受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (3) 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調を図らなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>番号</th><th>業 務 名</th><th>業務期間</th></tr> <tr> <td>1</td><td>西濃用水第三期地区 揖西幹線水路新屋敷サイホン実施設計業務（仮称）</td><td>R8. 4～R9. 3 (予定)</td></tr> </table>	番号	業 務 名	業務期間	1	西濃用水第三期地区 揖西幹線水路新屋敷サイホン実施設計業務（仮称）	R8. 4～R9. 3 (予定)				
番号	業 務 名	業務期間									
1	西濃用水第三期地区 揖西幹線水路新屋敷サイホン実施設計業務（仮称）	R8. 4～R9. 3 (予定)									

項 目	項 目 及 び 内 容	備 考
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4 - 1 条	共通仕様書第 1 - 10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手前の段階 第 2 回 施工計画、仮設計画等の課題と留意点の整理段階 第 3 回 施工時の留意点整理段階 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は、速やかに業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	
(打合せ方法) 第 4 - 2 条	打合せ方法については、WEB 会議形式と基本するが、対面による打合せとする場合は、監督職員と協議するものとする。	
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5 - 1 条	成果物を共通仕様書第 1 - 17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副 2 部 この他、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 等) により別途一部提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
(成果物の提出先) 第 5 - 2 条	成果物の提出先は東海農政局土地改良技術事務所とする。	
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第 4 - 1 条及び第 4 - 2 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。	

項 目	項 目 及 び 内 容	備考
(業務スライドの試行) 第6-2条	(4) 履行期間に変更が生じた場合。 (5) 現地調査の必要が生じた場合。 (6) その他 (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。	

項 目	項 目 及 び 内 容	備考
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	この仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

別紙

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量
1. 外部技術者の選定	地区の検討内容を把握した上で、対象となる工種に知見を有する外部技術者（主任技師相当）を 2 名選定する。 なお、外部技術者は受注者が提案する候補者を基に発注者と協議の上決定する。	1 式
2. 現地調査	外部技術者（2 名）及び受注者は業務遂行に必要な現地調査（岐阜県安八郡神戸町地先）を行う。 ※本現地調査は、作業項目 4 の 8 月打合せと合わせて実施する。	1 式
3. 施工計画、仮設計画等の検討に係る課題と留意点の整理	貸与資料を基に、施設の検討事項に係る施工計画、仮設計画、暫定取付について検討すべき課題と留意点を整理する。	1 式
4. 設計業務打合せにおける指導・助言	外部技術者（2 名）及び受注者は、西濃用水第三期農業水利事業所が発注する設計業務の打合せ（8 月、9 月頃の 2 回を想定）に出席し、設計業務の受注者から提案された施工計画、仮設計画、暫定取付（案）に対して指導・助言を行うとともに結果を整理する。	1 式
5. 施工時の留意点の整理	上記 4 で整理した施工計画、仮設計画、暫定取付に対して、施工時の留意点を整理する。	1 式
6. 点検取りまとめ	各作業における成果物について点検・取りまとめを行い、業務報告書を作成する。	1 式

なお、上記 4. 設計業務打合せにおける指導・助言における設計業務の打合せ時期については、想定であり、西濃用水第三期農業水利事業所が発注する設計業務の契約締結後（4 月予定）に決定することから、別途監督職員より指示するものとする。

設計業務：西濃用水第三期地区揖西幹線水路新屋敷サイホン実施設計業務（仮称）